

宍粟市強靱化計画の一部改訂（案）市議会からの意見に対する回答

**【意見】** 強靱化計画

(1) 市民が内容を理解しやすい表現方法にされたい。

**【回答】**

宍粟市強靱化計画は、平成 25 年に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づいた国の「国土強靱化基本計画」及び、「兵庫県強靱化計画」に準じて策定しているため、このような表現になっています。

**【意見】** 『4. 保健・医療』

《重要業績指標》のそれぞれの受講者数が、「現状値より増加」では実効性が低いと思われる。具体的な数値目標の設定を望まれる。

**【回答】**

《重要業績指標》

- ・ 普通救命講習受講者数：210 人（令和 6 年度）⇒235 人（令和 12 年度）
- ・ 応急手当講習受講者数：1,021 人（令和 6 年度）⇒1,046 人（令和 12 年度）  
に修正します。